

山形大学大学院教育実践研究科
新入生並びに父母等の皆様へ

山形大学諸会費納入事務局

諸会費等の納入について

合格おめでとうございます。皆様のご入学を心から歓迎いたします。

さて、ご入学にあたり、下記各団体等に係る趣旨説明書及び会費等の納入についてご案内申し上げます。

これらの団体等は、学生の皆様の教育や課外活動への支援等を通じて、有意義で安全な学生生活を送れるよう設立・運営されているものです。これら諸会費等の納入にあたっては、加入者が一括して納入できるよう、各団体等からの委任に基づき、山形大学内に山形大学諸会費納入事務局を置き、取りまとめることとしております。

つきましては、各団体等の趣旨説明書及びパンフレットをご確認の上、別添「払込取扱票」を利用して納入くださいますようお願い申し上げます。

団体名等	金額	備考
学生教育研究災害傷害保険	2,430円	学研災(2年間) 1,200円 通学特約 550円 付帯賠償(Aコース) 680円
山形大学校友会	10,000円	生涯会費 払込票の記載事項を確認してください
山形大学地域教育文化学部 ・大学院研究科後援会	17,000円	
合計	29,430円	

*「払込取扱票」の通信欄に必要事項を記入し、最寄りのゆうちょ銀行で入学日の前日までに納入願います。

*払込みの確認や納入後のお問い合わせのために、領収書は必ず保管くださいますようお願いいたします。

各 団 体 の 趣 旨 説 明 書

学生教育研究災害傷害保険

本学では、学生生活中に不慮の災害事故などにあつた場合に、補償を受けることができる「学生教育研究災害傷害保険」、ならびに正課中（臨床実習、看護実習などの医療関連実習を除く。）、学校行事中及びその往復途中で他人にケガをさせたり、他人の器物を破損したことにより生じる損害賠償責任事故を補償する「学研災付帯賠償責任保険」という制度への加入を勧めております。

これは、被保険者が大学の教育研究活動中に生じた事故、ならびに通学及び学校施設等相互間の移動中に発生した事故などによって、身体に障害を被つた場合や、他人にケガをさせた場合に保険金が支払われるものです。インターンシップや教育実習等ではこの保険への加入が義務づけられている場合が多く、加入していない場合は参加できないことがあるため、原則として全員加入としております。

詳細については、ホームページに掲載されている「学生教育研究災害傷害保険のご案内」及び「学研災付帯賠償責任保険のご案内」等をご覧ください。

また、加入申込は保険料の納入をもって代えさせていただきます。保険証書は発行されませんので、合格者用ホームページよりダウンロードいただける保険のご案内は必ず保管願います。

なお、生活面をサポートする保険は、任意加入となっております。（「大学生協取扱の保険（学生総合共済等）」及び「学生生活総合保険」等）ご希望に合わせて加入願います。

保険資料は合格者用ホームページに掲載されています

＜問い合わせ先＞山形大学エンロールメント・マネジメント部
学生支援課学生支援担当
TEL：023（628）4135

山形大学地域教育文化学部後援会

山形大学地域教育文化学部後援会は、別添会則のとおり家庭と学部との連絡を緊密にするとともに学部の教育活動を援助することを目的とし、保護者を正会員として組織している団体です。その事業は、会員の皆様との連絡のもとに立案され、教育活動・就職活動の援助を主として、皆様方からのご意見・ご希望を拝聴しながら大学と連絡・調整を図り運営しているところであります。

つきましては、ご子弟の入学にあたり、その趣旨にご賛同の上、会員としてご協力賜りますようお願いを申し上げます。

<p><問い合わせ先>山形大学小白川キャンパス事務部 総務課（地域教育文化学部） TEL：023（628）4304</p>

山形大学校友会

山形大学校友会は、山形大学の在学生、卒業生、役員、教職員及び本会の趣旨に賛同いただいた方を会員として、平成18年12月に設立されました。会員数は約3万2千人で（令和5年3月現在）、会長は玉手英利学長です。

本会は、山形大学の発展に寄与するため、学生の学業及び課外活動等への助成並びに全学的なキャンパス間の交流活動を支援するとともに、会員相互の親交を図り「山形大学コミュニティ」の醸成・強化に資することを目的とする全学組織です。

山形大学コミュニティ

山形大学
Yamagata University

大学の発展に寄与

在学生保護者 (正会員) 後援会 (賛助会員)
教職員 (含む退職者)
卒業生同窓会 (賛助会員)
その他山形大学の関係者

協力・支援関係

山形大学校友会
Yamagata University Alumni Association

各ステークホルダーをサポート
(山形大学の発展に寄与する校友会の事業)

- (1) 学生の修学、課外活動及び就職に対する支援事業
- (2) 大学と保護者との連携に対する支援事業
- (3) 大学の運営に対する支援事業
- (4) 各学部同窓会等に対する支援事業
- (5) 会員相互の親交を図るための事業
- (6) その他必要と認める事業

2006年発足の校友会の会員は2023年3月時点で約3万2千人です。

校友会公認キャラ「ぎんなちゃん」®

山形大学に関わるすべての方を繋げるために
交流プラットフォーム

山形大学校友会ウェブサイト



山形大学校友会交流プラットフォーム



<問い合わせ先> 山形大学校友会事務局

TEL : 023 (628) 4867



山形大学地域教育文化学部後援会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、山形大学地域教育文化学部後援会と称する。

第2条 本会は、家庭と学部（大学院地域教育文化研究科，養護教諭特別別科及び大学院教育実践研究科を含む。以下同じ）との連絡を緊密にするとともに、学部の教育活動を援助することを目的とする。

第3条 本会は、次の会員をもつて組織する。

- (1) 正 会 員 本学部学生の父母等
- (2) 特別会員 本学部の教職員
- (3) 賛助会員 本会の事業を援助する者

第4条 本会の事務所は、山形大学地域教育文化学部内に置く。

第5条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 家庭と学部との連絡
- (2) 学部教育活動の援助
- (3) その他本会の目的を達するに必要な事項

第2章 機 構

第6条 本会に、次の役職員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 若干名
- (6) 幹 事 若干名
- (7) 書 記 若干名

第7条 会長，副会長及び常任理事は、理事会において会員の中から推挙する。

理事，監事，幹事及び書記は、会長が委嘱する。

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。（学部職員の理事の半数は、1年とすることができる。）

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故のあるときはこの職務を代行する。

常任理事は、会務を処理する。

理事は、本会の重要案件を講定する。

監事は、会計を監査する。

幹事は、事務を処理する。

書記は、事務を分担する。

第10条 本会に、顧問を置く。顧問は、学部長その他の適格者を推挙する。

顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第11条 次の事項は、理事会の決議を経るものとする。

- (1) 会則の変更に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) その他重要事項

ただし、緊急やむをえない事項があるときは、常任理事会の決議をもって処理し、次回の理事会の承認を求めなければならない。

第12条 理事会は、年2回開催するものとする。ただし、会長が必要であると認めるときは、臨時に開くことができる。

2 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

第13条 理事会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第14条 常任理事会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

第3章 会計

第15条 本会の経費は、会費、寄付金及び雑収入をもってあてる。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 本会の資産は、会長が保管する。

第4章 雑則

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、常任理事会の議を経て、会長が別に定める。

附則

この会則は、昭和60年4月12日から施行する。

附則

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成17年6月17日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この会則は、平成21年7月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この会則は、平成26年2月19日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附則

この会則は、令和3年3月24日から施行する。

附則

この会則は、令和5年3月30日から施行する。

山形大学地域教育文化学部後援会運営細則

第1条 山形大学地域教育文化学部後援会会則（以下「会則」という。）第18条の規定により、この細則を定める。

第2条 会則第6条第3号の常任理事は、次の各号により推挙する。

(1) 正会員の理事から各学年に各1名

(2) 特別会員の理事から2名

2 会則第6条第4号の理事は、次の各号により委嘱する。

(1) 正会員から各学年に各2名以上

(2) 特別会員の教員から4名

附則

この細則は、昭和60年4月12日から施行する。

附則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成17年6月17日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。